

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで手続承継前請求人Aに対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人の亡父である手続承継前請求人A（以下「被災者」という。）は、昭和〇年〇月から平成〇年〇月までの間、B所在のC会社において、約〇年間、建築物の解体等で発生した廃材等の運搬作業等に従事していた。
- 2 被災者は、平成〇年〇月〇日、D病院に受診し「びまん性胸膜肥厚」（以下「本件疾病」という。）と診断された。
- 3 本件は、被災者が長期間の石綿ばく露により本件疾病を発症したとして、監督署長に対し療養補償給付及び休業補償給付を請求したところ、監督署長はこれらを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、被災者が本件処分の取消しを求めた事案である。
- 4 被災者は、本件処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をした。
- 5 被災者は、その後の平成〇年〇月〇日に死亡したため、被災者の子である請求人が、請求の手続を受け継いだ上、更にこの決定を不服として、本件処分の取消しを求めて本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁

(略)

第4 争 点

被災者に発症した本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、被災者が長年にわたって石綿ばく露作業に従事した結果、本件疾病を発症したと主張している。

(2) ところで、本件疾病を含む石綿による疾病に係る業務上外の判断に当たっては、厚生労働省労働基準局長が「石綿による疾病の認定基準について」（平成24年3月29日付け基発0329第2号。以下「認定基準」という。）を作成しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものとするので、認定基準に基づき検討する。

(3) 主治医であったE医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、被災者に発症した疾病は、本件疾病と認め、業務との因果関係も肯定しており、請求人は、実際に被災者を診察したE医師のこの判断が正しいと主張している。

(4) 一方、石綿確定診断委員会は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「平成〇年〇月〇日以降の胸部画像では、両側に石灰化胸膜プラークを認める。石綿肺を認めない。本件疾病を認めない。」と所見を述べている。

また、F医師も、平成〇年〇月〇日付けの意見書において、「平成〇年〇月〇日の胸部X線写真では、左右の肺野に石灰化胸膜プラークに基づく石灰化陰影が認められるが、石綿肺の所見は無い。また、左右の肋横隔膜角は鋭で癒着や鈍化は認められず、側胸壁の胸膜肥厚も認められない。」と所見を述べ、まず、胸部X線写真読影の結果、胸膜肥厚を否定し、次に、「同日の胸部CTにおいても左右の胸膜に肥厚は認められず、石灰化胸膜プラークの散在が認められるのみである。」と所見を述べ、胸部CT画像読影の結果としても、胸膜肥厚を否定し、結論として「本例には本件疾病は存在しないと判断する。」と所見を述べている。

当審査会としても、一件資料を精査したが、F医師の所見は妥当なものであると判断するところであり、請求人の主張を認めることはできない。

(5) したがって、被災者に発症した本件疾病は、業務上の事由によるものではないと判断する。

(6) なお、請求人が主張の根拠とするE医師の意見書に記載されている呼吸機能検査の結果をみると、著しい呼吸機能障害があるものとは認められず、同医師も被災者の療養の必要性について「特になし」との意見を述べていることを指摘しておく。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。